

様式①ー1

事業地区・箇所別概要（1）

平成31年度 当初予算 公共事業評価システム 個別サマリーシート(新規事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区・箇所・路線名	
	海岸高潮対策事業	南若松地区海岸	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	港湾・海岸課	海岸整備班	059-224-2690
③事業施工場所	地域(市部・郡部/一般・過疎・準過疎)		市町字名
	鈴鹿	市部 一般	鈴鹿市 南若松町南原永
④事務事業名	海岸保全事業		
⑤基本事業名	海岸保全対策の推進		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	災害の防止		

2 事業計画の概要

事業の目的			
南若松地区海岸は伊勢湾に面し、背後地には鈴鹿市の住宅地が広がり、近畿日本鉄道名古屋線や鈴鹿市の避難所に指定された小学校がある。海浜の減少が著しく、消波機能の低下により、高波浪時には堤防背後地に越波被害が懸念されている。このことから、離岸堤の設置により、背後地への越波被害を防止し安全確保を図る。			
事業計画の概要			
離岸堤工 500m		事業着工	2019年度
		事業完了	2028年度
		供用開始	2029年度
		B/C評価期間	50年
		全体計画事業費(億円)	7.460
		全体計画工期(年数)	10年

3 経済効率性評価（費用便益分析）

計算テーブル	便益分類	便益(億円)
テーブル1	自然防御機能維持	自然防御機能維持便益
		水源の涵養便益
		土砂流出等の災害防止便益
テーブル2	土砂流出等の災害防止	災害防御機能拡充便益
	洪水等の災害防止	人的被害軽減便益
	高潮・波浪・浸食等の災害防止	資産被害軽減便益
		営業停止損失軽減便益
		応急対策経費節減便益
	洪水等の災害防止	資産被害軽減便益
	高潮・波浪・浸食等の災害防止	営業停止損失軽減便益
		資産被害軽減便益
テーブル3	アクセス環境の向上	アクセス機能向上便益
		アクセス時間短縮便益
		アクセス経費節減便益
		交通事故減少便益
		人的被害軽減便益
		資産被害軽減便益
		応急対策経費節減便益
		事故渋滞便益
		環境改善便益
		大気質汚染抑制便益
		騒音被害軽減便益
		待避・避難機能向上便益
		待避・避難時間削減便益
		待避・避難経費削減便益
		快適性向上便益
		歩行者便益
		アクセス時間増加抑制便益
		アクセス経費増加抑制便益
テーブル4	生活環境の向上	水質汚染抑制便益
		水質汚染抑制便益
		家畜排泄物処理便益
		大気質浄化・騒音遮断等便益
		大気質浄化便益
		騒音遮断・飛砂等軽減便益
テーブル5	レク機能等の提供	余暇空間創出便益
テーブル6	生産性の向上	余暇空間創出便益
		生産効率向上便益
		労働時間短縮便益
		生産経費節減便益
		生産基盤拡充便益
		単位生産量増便益
		生産規模・機会増便益
		耕作維持・利水便益
テーブル7	その他	土地創出便益
		土地創出便益
		更新便益
		更新便益
		廃用損失
		廃用損失
粗便益①（現在価値合計）：B'（億円）		246.74
テーブル8	環境評価	自然環境
		WTP×受益世帯数
		景観
		WTP×受益世帯数
		文化
		WTP×受益世帯数
		快適性
		WTP×受益世帯数
		安全・安心
		WTP×受益世帯数
粗便益②（現在価値合計）：E（億円）		0.00
粗便益③（現在価値合計）：＜B'＋E＞（億円）		246.74
地域 鈴鹿 に対応した地域係数-----→		1.1
便益（現在価値合計）：B（億円） ((B'＋E)×地域係数)		271.42
費用（現在価値合計）：C（億円）（費用計算テーブルより）		6.43
費用便益比：B/C		42.23

※費用便益分析に関する特記事項

このシートの費用便益値は、三重県方式により算出したものであり、国の定めた算出手法とは異なります。

様式①－２

事業地区・箇所別概要（２）

平成31年度 当初予算 公共事業評価システム 個別サマリーシート(新規事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区・箇所・路線名
	海岸高潮対策事業	南若松地区海岸
②事業担当課	担当課	担当班
	港湾・海岸課	海岸整備班
③事業施工場所	地域(市部・郡部/一般・過疎・準過疎)	市町字名
	鈴鹿 市部 一般	鈴鹿市 南若松町南原永

2 政策的重要度評価（個別評価）

(a) 戦略性

【全分野共通要件】

1	みえ県民カビジョンの選択・集中プログラムに位置づけられている事業
2	
3	他事業と一体的に整備する必要がある事業

（具体的な内容の記述＜上記の補足事項＞）

1.	命を守る緊急減災プロジェクト（「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために）
3.	隣接する港湾局所管海岸と一体的に整備を行う。

(b) 緊急性

【当該事業分野の事項】

I	
II	構造物の老朽化の程度等から見て、保全を必要とする区域の保全
III	
IV	

（具体的な内容の記述＜上記の補足事項＞）

2.	沈下やひび割れが生じているなど、施設の防護機能に対する影響につながる変状が発生している。
----	--

(c) 熟 度

【全分野共通要件】

1	同盟会や促進協議会等が設立されている事業
2	
3	

（具体的な内容の記述＜上記の補足事項＞）

1.	鈴鹿市海岸整備促進協議会
----	--------------

【評価結果（優先度判定の結果）】

II

※優先度区分について

優先度Ⅰ	：事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	：地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	：優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	：中止する事業